

当日配布資料
(庁内会議後の修正版)
修正した箇所は下線を引いています。

資料 2

葉山町自殺対策計画（仮案）

平成 30 年 11 月 21 日現在

目次

内容

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 自殺をめぐる現状	4
(1)自殺者数と自殺死亡率	4
(2)性別・年代別に見た自殺者の傾向	7
(3)原因・動機別に見た自殺者の傾向	9
(4)職業の有無に見た自殺者の傾向	9
2 葉山町の自殺の特徴	11
(1)葉山町の自殺死亡率から推測される特徴	11
(2)自殺者の性別・年齢・同居の有無から推測される特徴	11
3 これまでの葉山町の自殺対策の取組みについて	13
(1)葉山町での取組み～ゲートキーパーの養成状況	13
(2)広域での取組み	14
第3章 自殺対策の基本理念・基本方針	16
第4章 自殺対策の施策	17
1 こころの健康づくり	18
(1)具体的な取組み：妊娠期～子どもの時期	18
(2)具体的な取組み：成人～高齢の時期	19
2 自殺対策に対する普及啓発	20
(1)具体的な取組み：子どもの時期	20
(2)具体的な取組み：成人～高齢の時期	21
(3)具体的な取組み：全ての年代	21
3 相談支援の充実	22
(1)具体的な取組み：妊娠期～子どもの時期	22
(2)具体的な取組み：成人～高齢の時期	23
(3)具体的な取組み：全ての年代	24
4 関係機関の連携強化	25
(1)具体的な取組み：妊娠期～子どもの時期	25

（２）具体的な取り組み：成人～高齢の時期.....	25
（３）具体的な取り組み：全ての年代.....	26
第５章 自殺対策の推進体制と進行管理	28
１ 推進体制	28
２ 進行管理	28
（１）神奈川県自殺総合対策推進センターから情報を収集・分析する	28
（２）県、関係機関、近隣市等と連携し、情報収集及び検討を行う	28
（３）葉山町自殺対策庁内検討会議で進捗管理を行う	28
（４）町民に対し進捗がわかるような周知を行う エラー！ブックマークが定義されていま	
せん。	
３ 町が目指す姿を達成するための成果指標	29
資料編	30
資料１ 自殺対策基本法（平成 18 年 6 月 21 日号外法律 85 号）	30
資料２ 厚生労働省 「自殺総合対策大綱」（概要）	30
資料３ 厚生労働省 「自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）」	30
資料３ 葉山町自殺対策計画策定委員会規則	30
資料４ 葉山町自殺対策庁内検討会議設置要綱.....	30

コメントの追加 [h1]: 全体の内容が決まったら、確認します。

今回の変更点は、

- 第４章の１が抜けていたので、追加しました。
（下線が、機能上、引けませんでした）
- 17 ページの資料を巻末資料に変更しています

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺の原因は様々であり、総合的な対策が必要であることから、国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、県では平成18年度に自殺対策に係る庁内会議を設置し、平成19年度に、様々な分野の関係機関・団体により構成される「かながわ自殺総合対策指針」を設置し、自殺対策に取り組んできました。葉山町においては、平成21年度に県鎌倉保健福祉事務所と、保健福祉事務所管内の2市1町、それぞれの社会福祉協議会、及び民間団体で自殺対策に取り組む実行委員会を立ち上げ、普及啓発のため、講演会や駅前キャンペーンを行ってきました。このような国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺対策は大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、県でも平成28年に1,200人に減少しているものの、毎日約3人の方が亡くなる計算となっています。葉山町においては、平成28年から減少に転じたものの、油断を許さない状況は変わりありません。

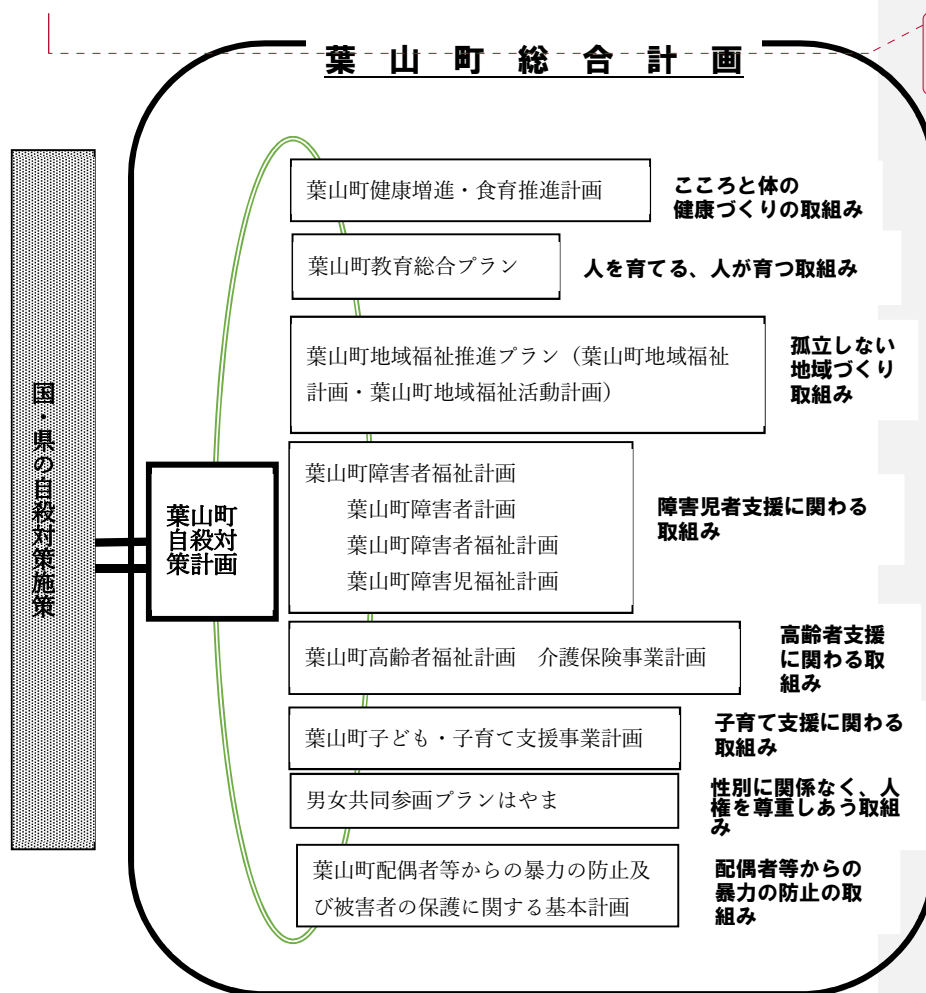
そうした中、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、都道府県、市町村に計画の策定を義務づけるとともに、自殺総合対策大綱も平成29年7月に見直しがされ、地域レベルの実践的な取り組みの支援強化や、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策のさらなる推進が新たに追加されました。

このような状況を受け、葉山町では、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画の趣旨を踏まえ、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、葉山町の自殺対策を町民の方々と共に、総合的かつ効果的に推進するため、計画を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づく法定計画である市町村の「自殺対策計画」であり、自殺対策施策の推進にあたり、基本理念及び基本方針を示し、今後の自殺対策施策の方向性を明確にしています。

計画策定にあたっては、葉山町総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、自殺対策に関連する諸計画と相互に連携し、葉山町全体で自殺対策を取り組む計画となります。



コメントの追加 [h2]: 総合計画が全ての計画にかかってくることをわかりやすくする

3 計画の期間

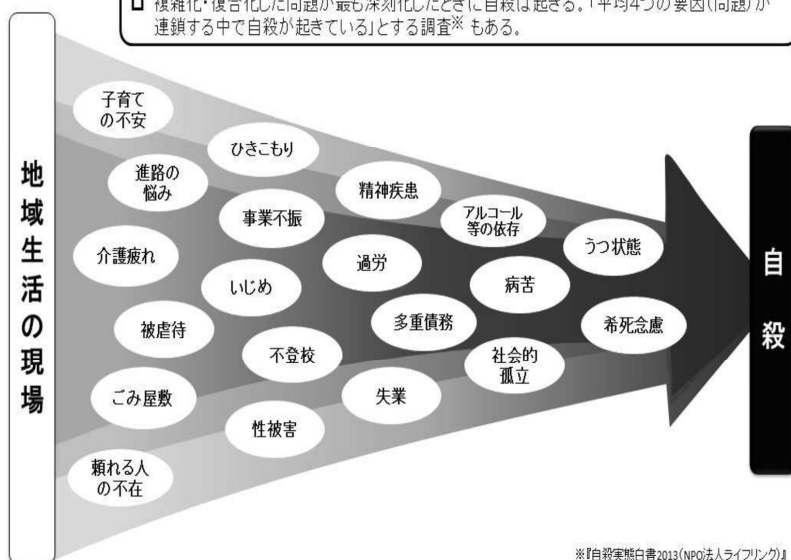
国の自殺総合対策大綱が概ね5年間で見直しが行われること、及び神奈川県計画である「かながわ自殺対策計画」が平成30年度から平成34年度の5年間であることを踏まえ、本計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

【参考】

なぜ社会全体で自殺に取り組むのか？

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役にたたないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりえる危機」です。

- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。



第2章 計画策定の背景

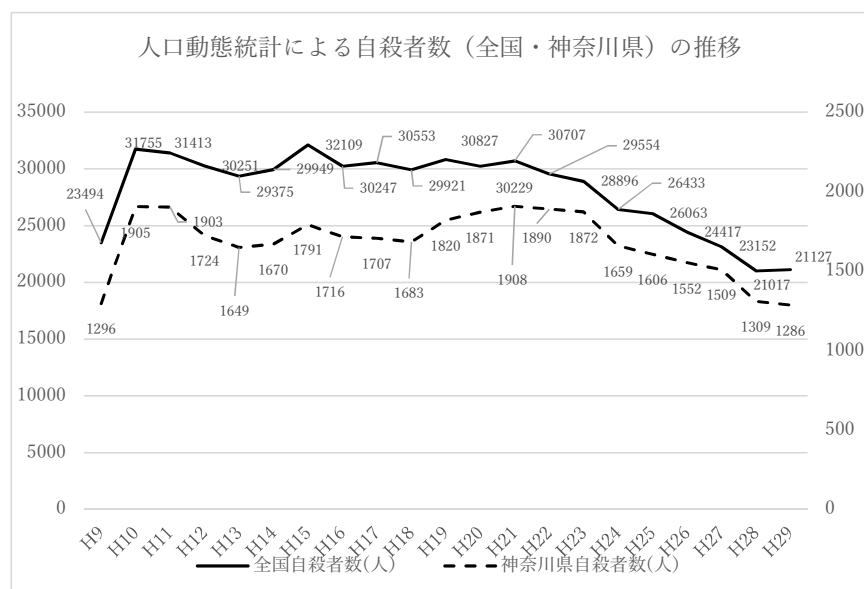
1 自殺をめぐる現状

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、「人口動態統計」という）と警察庁「自殺統計」（以下、「警察庁自殺統計」という）があります。いずれも1月から12月の集計を行いますが、人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上します。

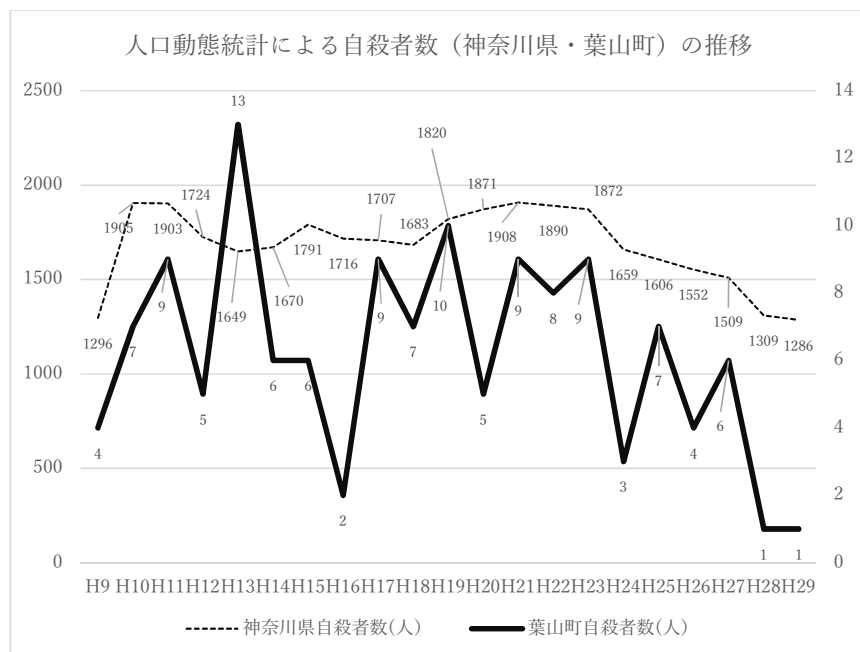
警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地を基に、自殺死体発見時点で計上しているため、人口動態統計とは、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。

葉山町は人口が少ないため、本計画では二つの統計を用いた場合に自殺者数が異なることで死亡率に大きく差がでるので、主に厚生労働省の集計を用いています。

（1）自殺者数と自殺死亡率



厚生労働省 人口動態統計

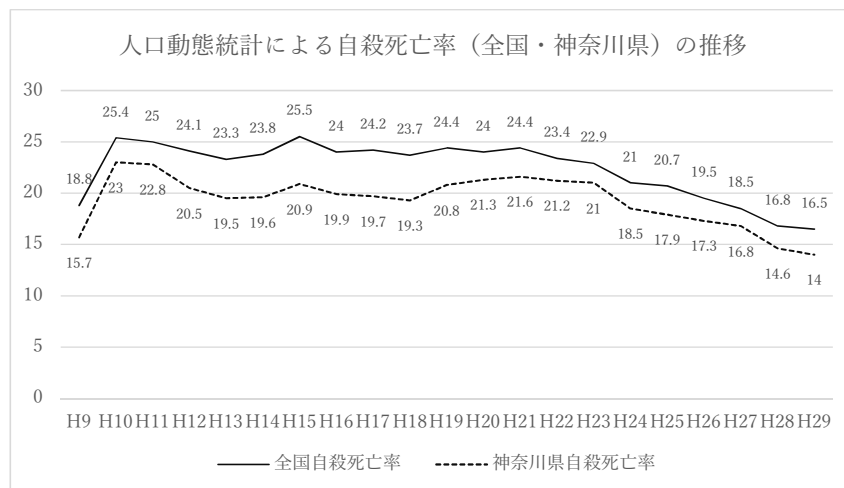


厚生労働省 人口動態統計

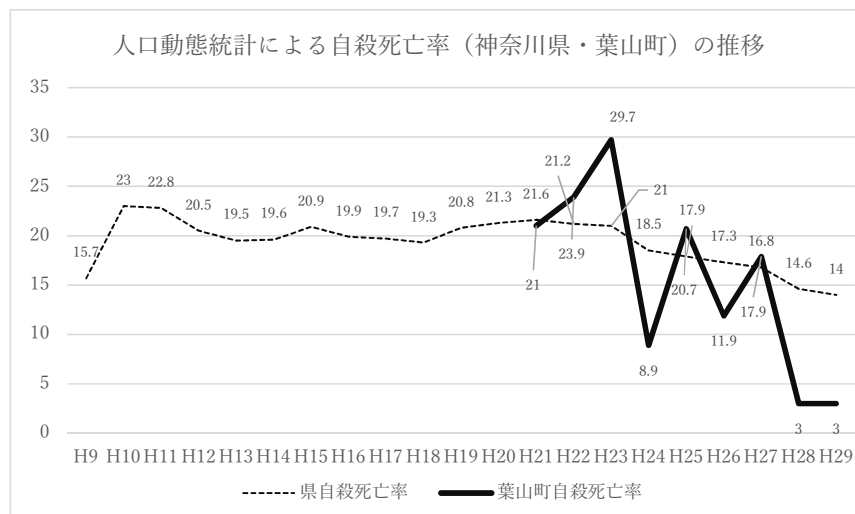
全国の自殺者数は、平成10年に金融危機等の破綻による影響で急増して以降の14年間、毎年約3万人台で推移してきましたが、平成22年から3万人を下回り、平成23年以降も減少を続け、平成29年は21,127人でした。神奈川県の自殺者も同様に急増し、平成24年から減少傾向になり、平成29年に自殺で亡くなった方は、1,286人でした。葉山町の自殺者は、増減はあるものの平成24年から減少傾向になり、平成29年に自殺で亡くなった方は1人でした。

自殺死亡率は、国や県、市町村で人口 10 万人のうち、自殺者数が何人いるかを示した数です。人口動態による、平成 29 年度の全国の自殺死亡率は 16.5 ですが、神奈川県は 14.0 で、葉山町は 3.0 になっています。自殺者数と同じく、減少傾向になっています。

コメントの追加 [h3]: 自殺死亡率がグラフの前に合ったほうがわかりやすい。
文章は変えていませんが、ページ上に移動しました。

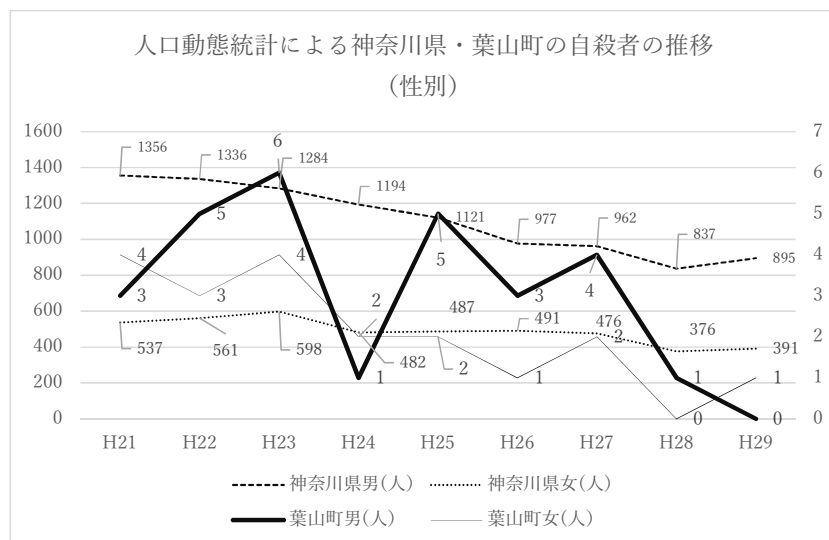


厚生労働省 人口動態統計



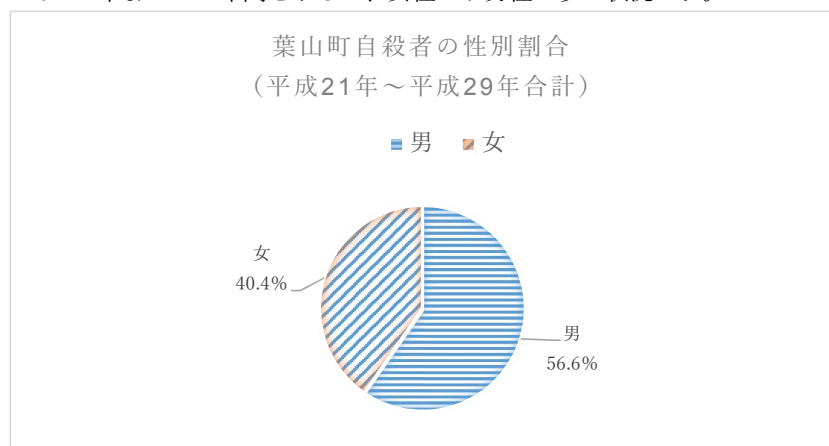
厚生労働省 人口動態統計

(2)性別・年代別に見た自殺者の傾向



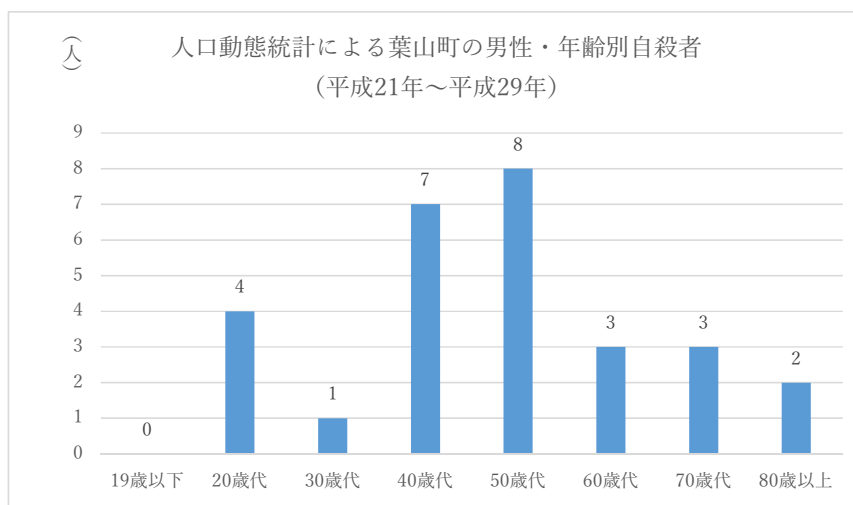
厚生労働省 人口動態

自殺者の推移を警察庁自殺統計の性別で比較すると、神奈川県は女性より、男性の自殺者が多い状況です。葉山町は年ごとに差はありますが、平成21年から29年までの9年間をみると、女性より男性が多い状況です。

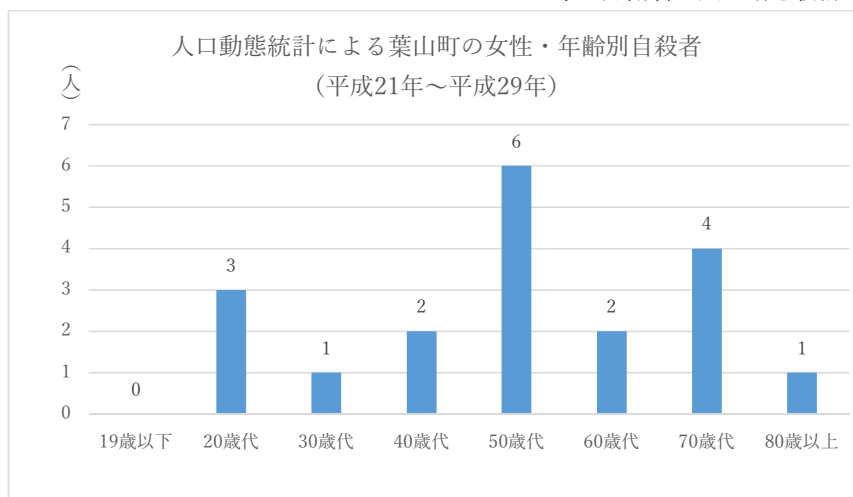


厚生労働省 人口動態

葉山町の自殺者数を性別、年代別で比較すると、男性は20歳代、40歳代、50歳代の自殺者が多いことが分かります。女性は、50歳代、70歳代の自殺者が多いことが分かります。ただし、若年層は人口が少ないため、女性の20歳代も注意が必要です。



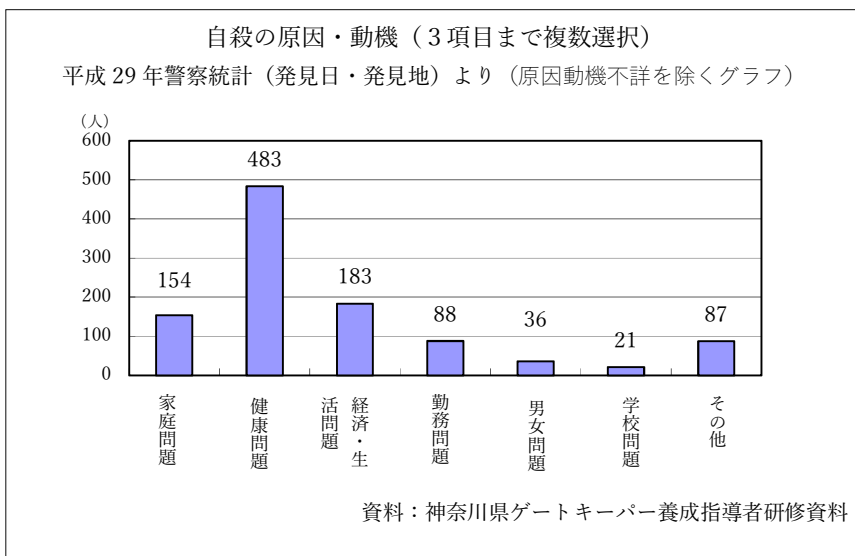
厚生労働省 人口動態統計



厚生労働省 人口動態統計

(3)原因・動機別に見た自殺者の傾向

葉山町の自殺者の原因・動機の傾向をみることは、統計上出来ませんが、神奈川県
の自殺の原因・動機は、原因・動機不詳を除き、最も多いのは健康問題で、
経済・生活問題、家庭問題、勤務問題がそのあとに続いています。



(4)職業の有無に見た自殺者の傾向

葉山町の平成 24 年から 28 年までの自殺者は、全員が被雇用者・勤め人でした。これは、全国と比較すると、被雇用者・勤め人の割合が高いといえます。

有職者の自殺の内訳 (特別集計《自殺日・住居地、平成 24 年～28 年》) (性・年齢・同居の有無の不詳を除く)			
職業	自殺者数 (人)	割合 (%)	全国割合 (%)
自営業・家族従業者	0	0.0	21.4
被雇用者・勤め人	6	100.0	78.6
合計	6	100.0	100.0

抜粋 自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室 自殺実態プロファイル

【参考】

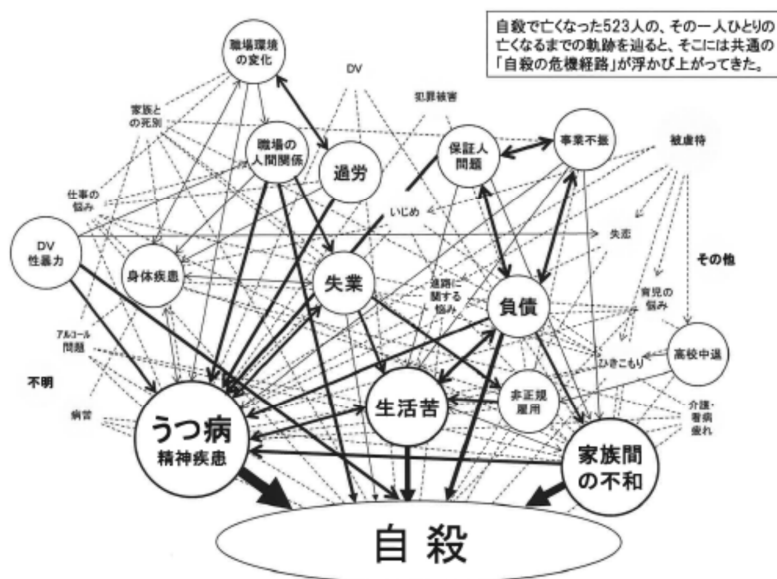
自殺の要因について

～人は複数の要因が連鎖・進行して自殺に至る～

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態 1000 人調査」では、自殺の背景には様々な「危機要因」が潜んでおり、自殺時に抱えていた「危機要因」数は平均4つでした。これら危機要因は、バラバラに存在するのではなく、相互に関連性を有している場合が少なくありません。つまり、ある要因が他の要因を招くという負の連鎖がみられるわけです。

また、一旦悪循環に入った場合には、その悪循環から脱却するには相当のエネルギーを要し、周囲の協力や専門家の支援が不可欠となります。そのため、こうした専門家には、精神医療関係者、経済的問題の専門家、法的問題の専門家など様々な領域の関係者が、「連携」を超えて、可及的に「連動」しながら支援を行う必要があることが示唆されています。

<自殺の危機経路>



抜粋・参考 「自殺の危機経路」NPO 法人ライフリンク

2 葉山町の自殺の特徴

(1) 葉山町の自殺死亡率から推測される特徴

神奈川県は、平成 29 年度自殺死亡率は 14.0 で、全国（16.5）に比べて低く、47 都道府県で最も低い状況でした。葉山町は 3.0 で、神奈川県 33 市町村のうち、2 番目に低い状況でした。（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より）

コメントの追加 [h4]: 6 ページの値に揃える

コメントの追加 [h5]: 上と同じ

コメントの追加 [h6]: 上と同じ

(2) 自殺者から推測される特徴

平成 24 年から 28 年までの 5 年間の葉山町自殺者数は 21 人でした。

コメントの追加 [h7]: 下の文章にともない、変更しました

自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室が葉山町の自殺者の分析を行い、地域の自殺特性の評価を出した結果、自殺者 1 人の増減で特性が影響を受ける状態でした。

コメントの追加 [h8]: (2) について

下の表を削除しました。理由として、人数が 2 人などで詳細が書いてあることで、個人を容易に特定されてしまうこと、更に危機経路の例があることで、自死遺族を傷つけてしまう可能性が高いという指摘があったためです。

更に、下の表があることで、特徴がないとする上の文章と齟齬が出て、わかりにくくなっていました。

下表を削除したら、左の文章で伝わるかをご検討ください。

これらから、現在の葉山町の自殺者は人数としては少ないため、特徴として挙げたものが今後、変わる可能性が高いといえます。よって、自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室の分析結果から重点施策を挙げて取り組むよりも、様々な環境におかれている人々の現状と、その背景にある自殺の危機経路について常に考え、必要な人に問題が複雑化する前の早い段階からにきめ細かな支援を導入すること、及び、より多くの町民が自殺対策について知り自殺に追い込まれない社会を創ることが、葉山町においての最も効果的な自殺対策であると推測されます。

(参考表) 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例 (全国)

生活状況			背景にある主な危機経路の例
男性	20～39 歳	有職 同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
		独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職 同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
		独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
		無職 同居	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60 歳以上	有職 同居	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
		独居	配置転換／転職＋死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職 同居	失業(退職)→生活苦＋介護の悩み(疲れ)＋身体疾患→自殺
		独居	失業(退職)＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39 歳	有職 同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居	① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
		無職 同居	DV 等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦＋うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗→うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職 同居	職場の人間関係＋家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居	職場の人間関係＋身体疾患→うつ状態→自殺
		無職 同居	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
		独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60 歳以上	有職 同居	介護疲れ＋家族間の不和→身体疾患→うつ状態→自殺
		独居	死別・離別＋身体疾患→うつ状態→自殺
		無職 同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
		独居	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

コメントの追加 [h9]: 全国と書かないと、葉山町かと思ってしまう人がいるので、書き足しました。

主な危機経路の例は自殺実態白書 2013 (ライフリンク) を参考にした。

引用 自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール

3 これまでの葉山町の自殺対策の取組みについて

(1) 葉山町での取組み～ゲートキーパーの養成状況

これまで、民生委員協議会、社会福祉協議会小地域活動団体、商工会、町職員等、様々な人々がゲートキーパー養成研修を受け、日々、ゲートキーパーとして地域で、あるいは職場で、生活をしています。平成 24 年度から取組みを始め、平成 29 年度末までのゲートキーパーの人数は延べ 474 人です。

「ゲートキーパー」とは

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1 人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

ゲートキーパーは、我が国のみならず海外でも、自殺対策の分野で広く使用されている用語、概念であって、WHO（世界保健機関）を始め、多くの国々でその養成プログラムが実施されています。

都道府県等、地方公共団体、各地域で、その地域の実情にあった形で「ゲートキーパー養成研修会」が実施され、地域のボランティアの方々、かかりつけの医師などの保健医療福祉従事者、町内会担当者、民生委員、児童委員などに対して多数の研修会が実施されるなど、支援の輪は広がっています。

参考：厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーとは？」

(2) 広域での取組み

平成 21 年度から、鎌倉保健福祉事務所を中心に、鎌倉市、逗子市、葉山町、それぞれの社会福祉協議会や相談支援事業所等が集まり、「いきるを支える 鎌倉・逗子・葉山 実行委員会」を立ち上げ、これまで自殺対策普及啓発講演会や駅前で普及啓発物品を配布するキャンペーンを行ってきました。

これまでの取組み

年度	形式	内容と講師等
平成 22 年度	講演会	自殺対策基調講演・シンポジウム 柳田 邦夫（作家） 竹島 正（自殺予防総合対策センター 所長） 山口 和浩（NPO 自死遺族支援 ネットワーク代表） 久田 恵（ノンフィクション作家） 松本 俊彦（自殺予防総合対策セン ター副センター長） 桑原 寛（精神保健福祉センター長）
	企画展	コンサート、絵画展、写真展、相談会、ギャラ リートーク EPO（歌手） 石井 麻木（写真家）
平成 23 年度	講演会	「こども・生きる・つながる」 尾木 直樹（教育評論家） 逗子開成高等学校和太鼓部演奏
	講演会	「思春期のこどもとのつきあい方」 三遊亭 歌奴（落語家） 勝又 陽太郎 （自殺予防総合対策センター）
平成 24 年度	上映会&トークイ ベント	映画「樹の海」上映会 トークイベント 瀧本 智行（映画監督）

		青島 武（プロデューサー・脚本家） 清水 康之（NPO 自殺対策支援センター代表）
平成 25 年度	勉強会	実行委員および管内行政機関等職員の勉強会 清水 康之（前出）
	研修会	「いきるを支える研修会」 ゲートキーパー研修修了者対象 清水 康之（前出） 南部 節子（自死遺族総合支援センター事務局長）
平成 26 年度	駅前キャンペーン	普及啓発リーフレット配布 配布場所 JR 大船駅、鎌倉駅、逗子駅
	研修会	「いきるを支える研修会」 ゲートキーパー研修修了者対象 清水 康之（前出） 南部 節子（自死遺族総合支援センター事務局長）
平成 27 年度	駅前キャンペーン	普及啓発リーフレット配布 配布場所 JR 大船駅、鎌倉駅、逗子駅
	講演会	「いきるを支える講演会」 篠原 鋭一（自殺防止ネットワーク風理事長）
平成 28 年度	駅前キャンペーン	普及啓発リーフレット配布 配布場所 JR 大船駅、鎌倉駅、逗子駅
	研修会	「18 才からの人とつながるコミュニケーション講座」 石井 綾華（NPO Light ring 代表理事）
平成 29 年度	駅前キャンペーン	普及啓発リーフレット配布 配布場所 JR 大船駅、鎌倉駅、逗子駅
	講演会	「もっと自分を好きになる」 北村 年子（ノンフクシヨライター）

敬称略

第3章 自殺対策の基本理念・基本方針

葉山町では、自殺の実態を踏まえ、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地のよい葉山町で暮そう」とし、全庁的連携のもと、関係機関・団体と連携を図りながら、地域と手を取り合い、自殺対策を推進していきます。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地のよい葉山町で暮そう

基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として計画を推進する。
- 2 「自殺は誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成し、自殺対策の重要性に対する関心と理解が深まるよう普及啓発活動を推進する。
- 3 事前予防、危機対応、事後対応と、段階ごとに効果的な取組みを行う。
- 4 保健、医療、教育、福祉その他あらゆる分野の関係者が連携を強化し、総合的に取り組む。

数値目標

5年間を通して0人

コメントの追加 [h10]: 「毎年」を抜きます

第4章 自殺対策の施策

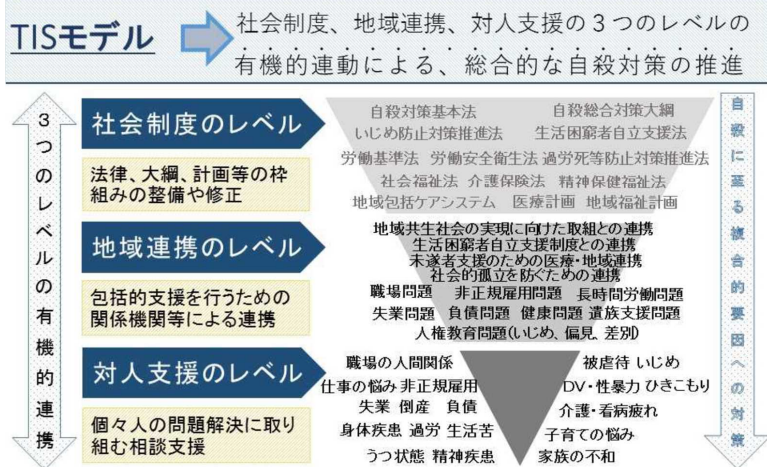
葉山町では、町の自殺の実態や、町の基本理念、基本方針に則り、4つの施策の柱をそれぞれ展開し、併せて各年代においてそれぞれ展開していきます。

葉山町の自殺対策4つの柱

- 1 こころの健康づくり
- 2 自殺対策に対する普及啓発
- 3 相談支援の充実
- 4 関係機関の連携強化

【参考】

三階層自殺対策連動モデル(TISモデル) (Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures)



1 こころの健康づくり

こころの健康とは、世界保健機関（WHO）の健康の定義を待つまでもなく、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。

こころの健康には、個人の資質や能力の他に、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など、多くの要因が影響し、なかでも、身体の状態とこころは相互に強く関係しています。

うつ病はこころの病気の代表的なもので、多くの人がかかる可能性を持つ精神疾患であり、自殺のうち、かなりの数はこのうつ病が背景にあると考えられています。こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を多くの人が理解し、自己と他者のために取り組むことが不可欠であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、自殺対策という観点からも、あらゆる世代や場面において、こころの健康づくりのための取組みを進めていきます。

（１）具体的な取り組み：妊娠期～子どもの時期

- 妊娠中から子育て中の親とその子どもに対して、母子保健事業を通じて、こころの健康づくりを促していきます。（子ども育成課）
- 生命尊重や人権教育について、各小中学校における道徳をはじめとする教育活動全体を通じた実践の推進のために、教職員の研修及び情報提供を行います。（学校教育課）
- 小学校高学年を対象にいのちを題材にふれあい体験事業を実施し、児童の自己肯定感を高めます。（子ども育成課）
- 不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を目指し、児童生徒の基礎学力の

補充、集団生活への適応指導及びコミュニケーション能力の向上を図る学習指導を行うため、教育支援センターを設置します。(学校教育課)

(2) 具体的な取り組み：成人～高齢の時期

- 健康教室や健康相談など、あらゆる場面においてこころの健康づくりを行います。(町民健康課)
- うつ病や統合失調症、アルコール健康障害などの精神疾患について普及啓発を行い、町民が必要に応じて早期に受診できるよう周知を行います。(福祉課)
- 町商工会や鎌倉保健福祉事務所等と連携し、就労している人やその家族に講演会等を実施し、メンタルヘルスの普及啓発に努めます。(産業振興課、福祉課)
- 妊娠中から子育て中の親に対し、乳幼児健康診査や相談支援において、こころの健康づくりに働きかけることで、自分自身の精神状態への気付きにつながります。(子ども育成課)
- 高齢者が集う地域のサロンなどで、こころの健康づくりを行います。認知症など高齢期の精神疾患について普及啓発を図り、早期受診ができるようはたらきかけます。(福祉課)

2 自殺対策に対する普及啓発

自殺対策においては、自殺や精神疾患に対する誤解の解消、自殺と精神疾患との関係の理解の浸透、自殺につながる心の健康問題や自殺の兆候に本人や周囲の者が気付いたときの適切な対応の仕方の普及啓発が重要であると考えられます。

また、自殺対策基本法や自殺対策要綱では、自殺対策に関する普及啓発や、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上について、地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとしています。

これらを踏まえ、町民一人ひとりの自殺対策に関する理解が深まり、また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができるため、あらゆる世代やあらゆる場面で自殺対策に対する普及啓発に取り組みます。

(1) 具体的な取り組み：子どもの時期

- 学校においては、教師が自殺対策についての理解を深め、日頃の子どもの観察や子どもの自己肯定感を高める取組みの実践を行うとともに、子ども一人ひとりが安心できる居場所づくりに努めます。(学校教育課)
- 支援の手を子どもたちに早期に届けるために、自殺対策の普及啓発を行い、子ども達が学校で起こっている心配事や、友人から相談された深刻な事柄を、教師や周囲の大人に打ち明けられる環境を整えていくよう努めます。(生涯学習課、学校教育課、福祉課)
- 地域住民や子育て支援団体等に対し、児童虐待予防に自殺対策を加えて周

コメントの追加 [h11]: 子どもたちに自殺対策の普及啓発を行うという能動的な文章に変更します。
更に、その目的は子ども達に早期に支援が届くことで、そのために環境づくりを整えていく必要があるということを明確にします。

知啓発を行うことで、意識向上を図り、地域で子育てをしている家庭を見守る体制を強化します。(子ども育成課)

(2) 具体的な取り組み：成人～高齢の時期

- 様々な機会を通してゲートキーパーを養成し、家族同士、友人同士など、町民同士で支えあう体制づくりを図ります。(福祉課)

(3) 具体的な取り組み：全ての年代

- 様々な地域の集まりにおいて、または広域で、自殺対策に関する講演会を行い普及啓発を図ることで、自殺は個人の問題ではなく、社会全体の問題であり、自殺は追い込まれた末の死であると多くの町民に認識され、地域全体で自殺対策に取り組む意識を培います。(福祉課)
- 自殺予防週間や自殺対策月間などのキャンペーンにおいて、普及啓発物品の配布や回覧板、広報板などで自殺対策の普及啓発を広く、継続的に行います。(福祉課)
- 広報はやまや町ホームページなどで自殺対策をテーマとした記事を作成し、普及啓発を図ります。(政策課)
- 民生委員、児童委員がゲートキーパーとなり、それぞれの活動の中で自殺対策を意識し、必要時行政につなぎます。(福祉課)
- 相談に携わる関係機関の職員等がゲートキーパーになり、対人業務におい

て常に自殺対策を配慮し、相談支援につなぎます。(福祉課)

3 相談支援の充実

自殺をされた人の多くは、過重労働や多重債務、介護や育児、心身の病
気、親しい人との死別体験などの様々な状況や社会的問題に直面し追い込
まれ、最終的にはうつ病などの精神疾患にかかっているが、適切な支援
を受けていなかったことがわかっています。

自殺に気持ちが傾いている人に共通する特徴として、気持ちに余裕がな
くなり、「こころの視野」が非常に狭まり、その結果、考え方が極端にな
ってしまい、自殺することが唯一の解決策だと思い込んでしまいます。し
かし、実際には「生きること」と「自殺すること」の間で常に気持ちは揺
れ動いていて、なんらかの方法で助けを求めるサインを出していることが
多いのです。

そのサインに周囲の人が気づき、声をかけ、話を聞いて関係機関につな
ぐことで、相談支援を開始することが出来ます。また、様々な関係機関に
おいても、自殺のサインを見逃さないという視点をもつことで、早期に自
殺の危機に気づき、関係機関同士が連携することで支援の充実を図ること
が出来ます。

(1) 具体的な取り組み：妊娠期～子どもの時期

- 精神疾患を持つ妊婦及び子育て中の親やその子ども等の、個別支援に応じ、
適切な支援につなげ、自殺防止に努めます。(子ども育成課)
- いじめや不登校、児童虐待等の問題に早期に対応するため、指導主事によ
る教育相談や、教育研究所相談員による電話相談、対面相談を実施します。
また、学校においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、
心の教室相談員等と連携し、子どもたちが安心・安全に過ごせるように努め

ます。(学校教育課)

- 学校において、教育相談に関するチラシを配布することで、児童・生徒及び保護者が安心して相談できる環境づくりに努めます。(学校教育課)

(2) 具体的な取り組み：成人～高齢の時期

- 町商工会や鎌倉保健福祉事務所等と連携し、就労している人の過重労働、職場環境の改善相談やうつ病等精神疾患早期受診等の情報について町ホームページ等で情報提供を行います。(産業振興課、福祉課)
- がんや慢性疾患等の健康相談において自殺企図の相談があった場合は、関係機関と連携して支援を行います。(町民健康課)
- DV相談、消費生活相談において自殺企図の相談があった場合は、関係機関と連携して支援を行います。(町民健康課)
- 高齢者の自殺や、高齢者の介護疲れによる介護者の自殺を防ぐため、地域包括支援センター等、地域の関係機関で連携を強化します。(福祉課)
- 障害者は自殺の背景にある危機経路に多く該当し、自殺の可能性が高いが自分から SOS を発信出来にくいと予想されるため、相談窓口の周知を図り、個々の障害や生活状態に寄り添った相談支援を行います。(福祉課)
- 自殺未遂者の情報提供が本人もしくは関係機関からあった場合、速やかに相談を行い、自殺に至った経緯や社会的状況を聞き取り、本人の安全確保に

コメントの追加 [h12]: 自殺ハイリスク者という言葉は、雰囲気ではわかるが、言葉として適切ではないのではという意見がありました。後ろの文章に書き方を揃えます。

コメントの追加 [h13]: 上と同じ。

ついて支援します。(福祉課)

- 消防署に精神科の受診が必要と思われる町民から医療機関の問い合わせがあった場合、「精神科救急医療情報窓口」の紹介を行い、早期対応を図ります。(消防署)

(3) 具体的な取り組み：全ての年代

- 役場窓口で自死の死亡届出を受理した際、自死遺族に家族会の情報提供も含め、相談支援を行います。(町民健康課、福祉課)
- 納税相談や保険料等の徴収業務において、対応した町民に自殺企図の言動や、今後自殺をする可能性が高いと思われる背景が伺える場合、関係機関と連携して支援を行います。(税務課、町民健康課、環境課、福祉課)
- ごみの出し方等から、自殺をする可能性が高いと思われる背景が伺える町民を回収時に見受けた場合は声かけ等を行い、自殺企図がみられた場合は関係部署につなぎます。(環境課、クリーンセンター)

【参考】 遺された人への支援について

自死(自殺)で遺された周囲の人は、大切な人を突然失うという体験から、自分を責めてしまう、気分が沈む、体調がすぐれない、眠れないなど、心身に様々な変化が現れることがあります。これは、「大切な人を亡くしたときに起こりうる自然な反応」であり、異常なことではありません。しかし、これまで日本では自死(自殺)は個人の責任とする風潮があったことから、他人に事実を言うことが出来ず、一人で「つらさ」を抱え込まざるえない状況がありました。

一人で抱え込まず、相談したり、同じ体験をした人と話したり、必要に応じて精神科の診察を受けることが、遺された人には必要です。「つらさ」はすぐに落ち着くものではなく、命日や誕生日など思い出深い特別な日が近づくと、心身の不調となってしまうこともあり、長期間の支援が必要です。それゆえ、自殺対策の相談支援を充実するうえで、自死遺族への配慮は、関係機関それぞれが丁寧に行う必要があります。

コメントの追加 [h14]: 「どこで」を入れて、分かりやすくしました。

コメントの追加 [h15]: 税の徴収は、役場に来て支払うことが原則なので、「訪問」という表記ではなく、「税の徴収業務の際」などの表記にします。

コメントの追加 [h16]: 自殺ハイリスク者という言葉は、雰囲気ではわかるが、言葉として適切ではないのではという意見がありました。対象者にも「自殺ハイリスク」という言葉は失礼かもしれないので、言葉を変更します。

コメントの追加 [h17]: 上と同じ。

コメントの追加 [h18]: ページ番号が見えないですが、最終的にフォントや行間を整えたときに直します。

コメントの追加 [h19R18]: 「起こりうる」が重複していたので直しました。

4 関係機関の連携強化

生活が多様化している現代においては、相談に訪れる人が抱える問題や生きづらさも非常に多様化、複合化しており、一箇所の相談機関で問題が完結することは難しい状態です。また、複合化している問題については、関係機関同士が相互に連携を強化してこそ、自殺を防ぐことが出来ます。

そのため、関係機関は普段からお互いの専門に対し理解を示し、更に、相談に訪れた人の訴えの背景にある問題について考察し、連携を図る必要があります。

(1) 具体的な取り組み：妊娠期～子どもの時期

- 養育支援家庭については、児童相談所、子ども育成課、学校教育課、福祉課等で情報共有、及び連携し、**親**と子どもの安全を守ることに努めます。(学校教育課、子ども育成課、福祉課)
- 養育支援家庭のうち、精神疾患の可能性のある子どもや保護者に対しては、関係機関が精神科医療を意識したネットワーク支援を行います。(学校教育課、子ども育成課、福祉課)
- 教育相談に関わる職員の連絡協議会等において、精神科医師を招いての事例検討を行うことで、医療へのつながり方を含めた具体的な対応について助言を受け、**教育活動に生かします。**(学校教育課)

コメントの追加 [h20]: 「自殺ハイリスク」の文言を抜きました

コメントの追加 [h21]: 町の計画なので、町がこうしますという能動的な標記にするべきという意見がありました。

(2) 具体的な取り組み：成人～高齢の時期

- 生活困窮者等の相談において、多重債務や金銭管理の困難さなどが問題と

なっている場合は、社会福祉協議会あんしんセンターや司法書士会等と連携し、包括的な支援を行います。(福祉課)

- 失業者や無職の人に対して、神奈川県や近隣自治体と連携した就労支援セミナー等を実施することにより、生活の支援を行います。(産業振興課)
- 障害があることなどの理由で失業したり、離職を繰り返している町民に対して、社会福祉協議会やハローワーク、障害者就業・生活支援センター就労援助センター等と連携し、就職への支援や、就職後に職場に定着できるよう支援を行います。(福祉課)

(3) 具体的な取り組み：全ての年代

- 電話対応や窓口対応にて自殺企図に関する発言があった場合は、話を傾聴し、関係部署や関係機関と連携して支援を開始します。(全課)
- いじめ、不登校、多重債務、失業、生活困窮、介護疲れ、うつ病、慢性疾患、日本に慣れない外国人、及び性的マイノリティなど、自殺リスク要因がある人からの相談は、それぞれについて専門関係職種と連携を図り、ネットワークとして支援を行います。(福祉課)
- 鎌倉保健福祉事務所が実施する自殺未遂者の面接相談と連携し、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対し、かかりつけ医と精神科医療、必要に応じて社会福祉士や司法書士など専門職種や関係機関が連携し、再度の自殺企

コメントの追加 [h22]: 自殺ハイリスクについて、前と同じ。

コメントの追加 [h23]: 町というわかりづらいので、「全課」にします。

コメントの追加 [h24R23]: つなぐというバトンタッチで終わる感じを受けるので、連携にします。関係機関という言葉も追加しました。

コメントの追加 [h25]: 「か」が抜けてました

図が起こらないよう支援を行います。(福祉課)

- 生活困窮者の相談については、社会福祉協議会と連携し、生活指導を行うとともに、必要に応じて生活保護申請についての相談を鎌倉保健福祉事務所につなげます。(福祉課)

- 役場職員は、自死遺族との接遇に際しては十分に配慮を行い、必要時は精神科や自死遺族ための相談関係機関につなぎます。(福祉課、総務課)

- 地域福祉推進のため町民と行政とのパイプ役や地域のセーフティネットとしての機能を担う民生委員児童委員が、地域で生活する自殺リスク要因がある人に気づいて関わりをもつことで、関係機関の支援が早期に図られます。

(福祉課)

コメントの追加 [h26]: 自殺ハイリスクについて、前と同じ。

第5章 自殺対策の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を推進するため庁内連携を図り、町民の皆様とともに、町全体で自殺対策に取り組みます。

また、町のみならず、鎌倉保健福祉事務所、近隣市、精神保健福祉相談事業所等と情報共有や連携強化を図り、共に自殺対策の推進に取り組みます。

2 進行管理

（１）神奈川県自殺総合対策推進センターから情報を収集・分析する

神奈川県、鎌倉保健福祉事務所と連携し、町の自殺の実態について情報収集と分析を行い、適宜アドバイスを得て、施策のPDCAに役立てます。

（２）県、関係機関、近隣市等と連携し、情報収集及び検討を行う

鎌倉保健福祉事務所や近隣市と連携し、情報収集や検討を行い、広域での施策の展開に役立てます。

（３）葉山町自殺対策庁内検討会議で進捗管理を行う

葉山町自殺対策庁内検討会議において、計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、必要に応じて施策の見直しを行います。

3 成果指標

葉山町の自殺対策に関連する事業が実施され、計画の基本理念が浸透することに伴って数値目標が達成されるための目安とする成果指標を設定しました。

施策	量的数値指標	質的数値指標
自殺対策について町民に広く普及啓発を図る (ゲートキーパー養成人数 平成29年度末 延べ474人)	ゲートキーパー養成人数 延べ870人 (平成35年度)	受講者の70%が「参加して良かった」「自殺対策の理解が深まった」と評価
自殺対策について町民に広く普及啓発を図る (役場職員ゲートキーパー養成人数 71人)	役場職員ゲートキーパー養成人数 延べ140人 (平成35年度)	養成者の70%が「自殺対策の理解が深まった」と評価
自殺対策について町民に広く普及啓発を図る (現在 年1回開催)	講演会・研修会の開催回数 延べ5回	参加者の70%が「自殺対策の理解が深まった」と評価

コメントの追加 [h27]: 数値目標と重複してわかりにくいので、成果指標にします。

コメントの追加 [h28]: 葉山を足しました。

コメントの追加 [h29]: 2個上と同じ。

コメントの追加 [h30]: 施策番号は2しかなかったの
で、不要ではないか。

コメントの追加 [h31]: 「目標」を「数値」に変えました。

コメントの追加 [h32]: 「目標」を「数値」に変えました。

資料編

資料1 自殺対策基本法（平成18年6月21日号外法律85号）

資料2 厚生労働省 「自殺総合対策大綱」（概要）

資料3 厚生労働省 「自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）」

資料3 葉山町自殺対策計画策定委員会規則

資料4 葉山町自殺対策庁内検討会議設置要綱

コメントの追加 [h33]: 17 ページからここに移しています
(大きくしています)

コメントの追加 [h34]: 17 ページからここに移しています
(大きくしています)

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）
- 第 2 章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第 12 条—第 14 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 15 条—第 22 条）
- 第 4 章 自殺総合対策会議等（第 23 条—第 25 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図ら

れ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)

第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第 10 条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第 11 条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第 2 章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第 12 条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第 23 条第 2 項第 1 号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第 14 条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第 3 章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第 15 条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第 16 条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第 18 条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第 20 条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第 21 条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第 22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

る。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

(2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成27年9月11日法律第66号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第

1 項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第 27 条の規定による改正後の自殺対策基本法第 20 条第 1 項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日法律第 11 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み（例：よりいそいそとラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的に取組むべき施策を強化する ・<u>地域自殺対策プロファイル</u>、<u>地域自殺対策の政策パッケージの作成</u> ・<u>地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成</u> ・<u>地域自殺対策推進センター</u>への支援 ・<u>自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進</u>	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施 ・<u>SOSの出し方に関する教育の推進</u> ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 ・<u>（革新的自殺予防推進プロジェクト）</u> ・<u>先進的な取組に関する情報の収集・整理・発信</u> ・子ども・若者の自殺調査 ・<u>死因究明制度との連携・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に収集・整理・分析</u>	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ・<u>医療機関に関する専門職などを養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進</u> ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・<u>家族や知人等を含めた支援者への支援</u>	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	6. 適切な精神医療・保健・福祉サービスの提供を受けることができるようにする ・<u>精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置</u> ・<u>精神保健医療福祉サービス</u>に関する人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・<u>（例）子ども虐待防止、性被害の被害者支援、生活困窮者、ひとり親家庭、身体的マイノリティに対する支援の促進</u> ・<u>経済圏への支援の充実</u> ・<u>相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化</u> ・<u>関係機関等の連携に必要な情報共有の周知</u> ・<u>自殺対策に関する関係者づくりの推進</u>	8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ・<u>地域の自殺未遂者支援の拠点機能</u>を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・<u>関係者づくりとの連携による支援</u> ・<u>家族等の身近な支援者に対する支援</u> ・<u>学校、職場等での事後対応の促進</u>	9. 遭った人への支援を充実する ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・<u>遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</u> ・遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援	10. 民間団体との連携を強化する ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ・<u>いじめを防止した子どもの自殺の予防</u> ・<u>学生・生徒への支援充実</u> ・<u>SOSの出し方に関する教育の推進</u> ・<u>子どもへの支援の充実</u> ・<u>若者の特性に応じた支援の充実</u> ・<u>知人等への支援</u>	12. 高齢問題による自殺対策を更に推進する ・<u>高齢問題の是正</u> ・<u>職場におけるメンタルヘルス対策の推進</u> ・<u>ハラスメント防止対策</u>

葉山町自殺対策計画策定委員会規則（平成 30 年葉山町規則第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号）第 2 条の規定に基づき設置された葉山町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において市町村が定めるものとされた市町村自殺対策計画の策定に関する事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

（委員）

第 3 条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（1）医師

（2）学識経験を有する者

（3）関係行政機関の職員

（4）町職員

（5）その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第 6 条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

葉山町自殺対策計画策定委員会名簿

任期：平成 30 年 7 月 1 日から計画の策定終了まで（平成 31 年 3 月 31 日）

N0	所属機関等	所属機関及び職名	氏 名
1	医師 (規則第 3 条第 1 号)	鈴木メンタルクリニック 院長	鈴木 健二
2	学識経験者 (規則第 3 条第 2 号)	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 助教	中越 章乃
3	関係行政機関の職員 (規則第 3 条第 3 号)	横浜南公共職業安定所 統括職業指導官	岸 光男
4	関係行政機関の職員 (規則第 3 条第 3 号)	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課 専門福祉司	石井 健二
5	関係行政機関の職員 (規則第 3 条第 3 号)	葉山警察署 生活安全課長	西尾 昌弘
6	その他町長が必要と認めた者 (規則第 3 条第 5 号)	葉山町小・中学校長会 会長 (葉山小学校長)	中世 貴三
7	学識経験者 (規則第 3 条第 2 号)	神奈川県司法書士会 横須賀支部 司法書士 (鈴木祐之司法書士事務所)	鈴木 祐之
8	その他町長が必要と認めた者 (規則第 3 条第 5 号)	葉山町民生委員児童委員協議会 副会長	小宮 和子
9	その他町長が必要と認めた者 (規則第 3 条第 5 号)	葉山町社会福祉協議会 事務局 長	加藤 智史

葉山町自殺対策庁内検討会議設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町における自殺者の現状を把握し、その対策を円滑に推進するため、葉山町自殺対策庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する計画及び施策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策の情報収集及び連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、検討会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会議の委員は、別表に掲げる課等の職員のうちから、当該課等の長が指名する。

- 2 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉課長を、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討会議の事務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検討会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員は、病気、公務その他の事由により会議に出席できない場合は、課等の長があらかじめ課等の職員の中から代理者を選定し、その代理者に職務を行わせることができる。

(庶務)

第 5 条 検討会議の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、委員長が検討会議の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

政策課	総務課	税務課	福祉課	子ども育成課	町民健康課	産業振興課	学校
教育課	生涯学習課	消防本部					